

令和6年第3回
市議会定例会(6月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

◆ 令和6年度会計別予算額一覧.....	3
◆ 令和6年度一般会計歳入予算額一覧	4
◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 6月補正予算 主要事項.....	7
◆ 条例関連議案.....	35
◆ その他議案	41
◆ 報 告	44

◆ 令和6年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	6月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		47,076,478	468,302	47,544,780	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,378,100		7,378,100	
	国民健康保険診療所費	32,800		32,800	
	と畜場費	1,900		1,900	
	宅地造成事業	10,300		10,300	
	休日急患診療所費	24,900		24,900	
	石原土地区画整理事業	195,100		195,100	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,071,300		8,071,300
		介護サービス事業勘定	41,500		41,500
	下夜久野地区財産区管理会	135		135	
	後期高齢者医療事業	2,526,800		2,526,800	
小 計		18,282,835		18,282,835	
企 業 会 計	水道事業	4,479,700		4,479,700	
	下水道事業	10,160,000		10,160,000	
	病院事業	福知山市民病院	18,758,390		18,758,390
		大江分院	815,610		815,610
			19,574,000		19,574,000
小 計		34,213,700		34,213,700	
合 計		99,573,013	468,302	100,041,315	

◆ 令和6年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
01 市税	11,618,156		11,618,156
02 地方譲与税	530,806		530,806
03 利子割交付金	3,500		3,500
04 配当割交付金	86,000		86,000
05 株式等譲渡所得割交付金	89,000		89,000
06 地方消費税交付金	1,851,000		1,851,000
07 ゴルフ場利用税交付金	7,000		7,000
08 自動車取得税交付金	1		1
09 環境性能割交付金	85,000		85,000
10 法人事業税交付金	227,000		227,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000		25,000
12 地方特例交付金	419,000		419,000
13 地方交付税	11,710,000		11,710,000
14 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000
15 分担金及び負担金	169,370		169,370
16 使用料及び手数料	1,227,278		1,227,278
17 国庫支出金	7,653,654	162,147	7,815,801
18 府支出金	3,249,612	4,830	3,254,442
19 財産収入	510,175		510,175
20 寄附金	452,005		452,005
21 繰入金	1,810,588	15,092	1,825,680
22 諸収入	714,833	8,600	723,433
23 市債	4,629,500	169,600	4,799,100
24 繰越金	—	108,033	108,033
一般会計 合計	47,076,478	468,302	47,544,780

◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
01 議会費	277,521		277,521
02 総務費	4,961,027	57,261	5,018,288
03 民生費	16,119,729	58,193	16,177,922
04 衛生費	6,939,249	193,038	7,132,287
05 労働費	18,175	1,028	19,203
06 農林業費	1,486,150	700	1,486,850
07 商工費	597,105	3,290	600,395
08 土木費	3,468,898	80,628	3,549,526
09 消防費	1,766,001	74,164	1,840,165
10 教育費	5,709,880		5,709,880
11 災害復旧費	384,500		384,500
12 公債費	5,298,243		5,298,243
13 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	47,076,478	468,302	47,544,780

◆ 令和6年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
人 件 費	7,706,955		7,706,955
うち 議 員 給 与 費	158,385		158,385
うち 職 員 給 与 費	6,329,250		6,329,250
物 件 費	5,685,951	215,000	5,900,951
維 持 補 修 費	275,538		275,538
扶 助 費	9,014,106	813	9,014,919
補 助 費 等	7,358,020	24,066	7,382,086
投 資 的 経 費	7,289,242	222,923	7,512,165
うち 人 件 費	420,000		420,000
普 通 建 設 費	6,881,074	222,923	7,103,997
補 助 事 業 費	2,565,019	81,637	2,646,656
単 独 事 業 費	4,316,055	141,286	4,457,341
災 害 復 旧 費	408,168		408,168
公 債 費	5,298,243		5,298,243
積 立 金	691,270		691,270
出 資 金 ・ 貸 付 金	321,906	5,500	327,406
繰 出 金	3,385,247		3,385,247
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	47,076,478	468,302	47,544,780

◆ 6月補正予算 主要事項

(単位：千円)

区分／政策名		補正額	区分	ページ	
					事業名
肉付 予 算	保育士確保対策事業	債務負担行為の設定	450	肉付	9
	介護人材確保対策事業		4,106	肉付	10
	ゼロカーボンシティ推進事業		14,300	肉付	11
	有害鳥獣防除事業		700	肉付	13
	観光アクションプラン策定事業		1,000	肉付	14
	奨学金返済負担支援事業		1,028	肉付	15
	やくの高原活性化事業		8,278	肉付	16
	大江地域施設改修事業		32,000	肉付	17
	花火大会検証事業		2,290	肉付	18
	大規模災害対応力強化事業		3,015	肉付	19
	内水対策事業		12,000	肉付	20
	除雪関連事業		628	肉付	21
	社会資本整備総合交付金事業（道路整備）		15,000	肉付	22
	道路改良事業		40,000	肉付	23
	水洗化促進補助事業		150	肉付	24
	公民連携事業		1,000	肉付	25
	施設マネジメント事業	債務負担行為の設定	80	肉付	26
	市政案内事業		2,819	肉付	27
小計（18事業）		138,844			
通常 補 正	① 市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち				
	コミュニティ助成事業（まちづくり推進課）		6,800	継続	28
	② 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち				
	コミュニティ助成事業（危機管理室）		1,800	継続	29
	消防団施設整備事業		69,349	継続	30
	③ 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち				
民間保育所施設整備事業		53,637	継続	31	
⑤ 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					
新型コロナウイルスワクチン接種事業		178,588	継続	32	

(単位：千円)

区分／政策名		補正額	区分	ページ	
事業名					
通常 補正	⑨ 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち				
	公園施設長寿命化対策事業		13,000	継続	33
	○ その他一般事業				
	外郭団体設立事業		6,284	継続	34
	小計（7事業）		329,458		
一般会計（補正第2号）		25事業	計	468,302	

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	保育士確保対策事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
450	国	府	市債	その他	一般財源	58,775
					450	補正後予算額 59,225

債務負担行為の設定

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
奨学金返済負担 支援事業(保育士分) (令和6年度分)	令和6年度 ～ 令和8年度	福知山市奨学金 返済負担支援事 業補助金交付要 綱に規定する額				限度額 に同じ

1 事業の背景・目的

幼児教育の無償化や共働き世帯の増加等により、保育ニーズが年々増加する中、入所保留児童数の増加や保育人材の不足が喫緊の課題になっています。
こうした状況を改善するため、保育人材を確保し待機児童・入所保留児童の解消に向けて取り組めます。

2 事業の内容

京都府が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業補助金制度を利用して、雇用する保育士に奨学金返済負担軽減のための手当を支給する法人に対し、手当額の一部を補助する制度を新設します。

本制度は、産業観光課において実施する「奨学金返済負担支援事業」(補助率1/4以内)を活用する法人に対して、上乘せ支援(補助率1/4以内)を行うものです。

企業からの 手当額 18万円	上乘せ補助額 4.5万円 [保育士確保分]
	市補助額 4.5万円 [産業観光課]
	京都府補助額 9万円

奨学金返済支援のイメージ

[補助要件]

- ・補助対象者 : 令和6年4月1日以降新たに保育士を採用した法人で、京都府が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業補助金による手当制度を導入するもの
- ・補助対象経費 : 年額180千円以内/保育士1人につき
- ・補助率 : 保育士への支給額の1/4以内
- ・補助期間 : 補助対象従業員につき3事業年度

3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費
負担金補助及び交付金 450千円 (保育士奨学金返済負担支援事業補助金)
補助基準額(上限額)年額180千円×1/4×10人[見込]

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7082 内線 6251
-----	-------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	介護人材確保対策事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
4,106	国	府	市債	その他	一般財源	19,513
				4,106		補正後予算額 23,619

1 事業の背景・目的

高齢化が進み、ますます介護が必要な方の増加が見込まれる中、介護人材不足への対応は一事業所にとどまらず本市としても喫緊の課題です。近年では外国人介護人材を雇用する事業所が増加しており、雇用された外国人は事業所に欠かせない人材として活躍しています。一方、人材不足は介護分野にとどまらず、国内の他分野、また外国との人材獲得競争が激しくなっています。

このような中、従来の人材確保対策に加えて外国人の確保により介護人材不足への対応を進めていくにあたり、外国人に「本市で介護の仕事をするとともに定住(定着)する」ことを選択してもらうためのより強いインセンティブとなるよう、外国人介護人材を対象とした定着支援金制度を新たに創設します。

2 事業の内容

令和6年4月1日以降に市内の事業所に新たに雇用された在留資格「特定技能」の外国人及び現在雇用されている在留資格「特定技能」の外国人に対して、令和6年4月1日以降の勤務期間に応じて5年間で合計最大60万円の定着支援金を交付します。本市への定着を図るため、外国人介護人材が介護福祉士の資格を取得し在留資格「介護」となった場合にも継続して最大5年間まで交付します。

<定着支援金の交付対象となる勤務期間と金額>

勤務期間	金額
半年、1年	5万円
2年、3年	15万円
4年、5年	10万円

3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費
 役務費 106千円 (制度案内チラシ翻訳)
 負担金補助及び交付金 4,000千円 (外国人定着支援金)
 支援金 50千円×80人[新規雇用外国人30人、雇用中外国人50人]

4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
 地域福祉基金繰入金 4,106千円

担当課	福祉保健部高齢者福祉課	電話	直通 24-7072 内線 2141
-----	-------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	ゼロカーボンシティ推進事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
14,300	国	府	市債	その他	一般財源	7,868
	2,079	4,330			7,891	補正後予算額 22,168

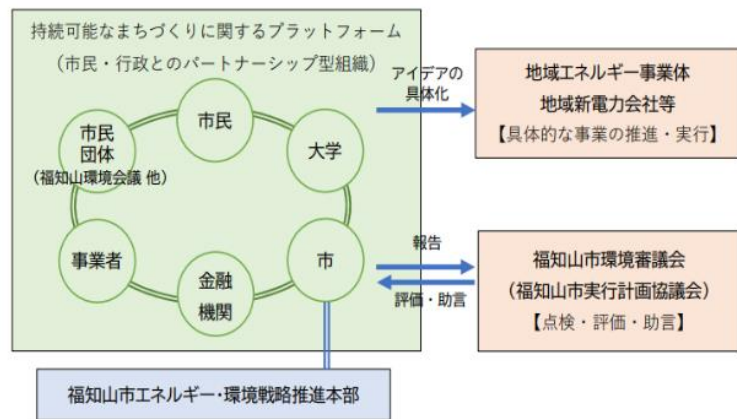
1 事業の背景・目的

2050年ゼロカーボンシティをめざし、再生可能エネルギーの普及や地産地消の推進とともに、エネルギーの域内循環を通してエネルギー代金を地域内に留め、地域課題解決や地域産業の活性化など地域に貢献する事業「地域裨益(ひえき)型再エネ事業^{*1}」を産官学金連携体制のもと創出します。



2 事業の内容

(1) 福知山市エネルギー・環境基本計画を推進するため、市民・事業者・大学・金融機関・団体・地域新電力などから構成される枠組み(プラットフォーム)を新たに作ります。その中で、専門家からの支援を受けながら脱炭素事業を具体化し、その効果やノウハウを広く共有して脱炭素の取組を広げます。【新規】



(2) 現在太陽光発電設備と蓄電池を設置する場合に行っている支援制度を拡充します。家庭で発電した電力を、FIT制度^{*2}を活用せず(=非FIT)自家消費もしくは地域内に循環をさせる市民の方に対し、設備導入補助額を拡大するとともに、補助対象設備を増やします。【拡充】

設備	FIT 利用者	FIT を利用されない方 (非FIT)
太陽光発電設備	最大 4 万円 (1 万円/kW)	最大 8 万円 (2 万円/kW)
蓄電池	最大 9 万円 (1.5 万円/kWh)	最大 18 万円 (3 万円/kWh)
定額加算[市独自]	2 万円	2 万円
補助額	最大 15 万円	最大 28 万円

(3) 脱炭素の取組を補う手段として注目されている「カーボンクレジット^{*3}」を地域の中でつくり脱炭素化を加速させるため、本市が保有する森林から創出できるカーボンクレジットの量について調査を開始します。【新規】

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境保全費

委託料

福知山市脱炭素プラットフォーム運営支援業務委託 7,000千円

市保有林カーボンクレジット調査業務委託 2,970千円

負担金補助及び交付金

家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金 4,330千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 2,079千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 衛生費府補助金

家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金 4,330千円

[注釈]

(※1) 地域裨益(ひえき)型再エネ事業とは

「裨益」とは、「助けになること、役立つこと」という意味であり、地域に役に立ち助けになる再エネ事業を「地域裨益型再エネ事業」といいます。具体的には、その再エネ事業による収入が地域にとどまること、また、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域課題の解決に繋がる再エネ事業を指します。

(※2) FIT制度とは

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(=FIT制度)」とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より再エネの普及が進みます。

(※3) カーボンクレジットとは

カーボンクレジット(Carbon Credit)とは、企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器導入などを行うことで生まれたCO₂などの温室効果ガスの削減効果(削減量、吸収量)をクレジット(排出権)として発行し、他の企業などとの間で取引できるようにする仕組みで、炭素クレジットとも呼ばれています。

削減努力をしてもどうしても削減しきれない温室効果ガスの排出量に合わせ、カーボンクレジットを購入することで排出量の一部を相殺して穴埋めすることを「カーボン・オフセット」といいます。このカーボンクレジットのマーケットは2027年までに200兆円を超えるとも言われています。

担当課

産業政策部エネルギー・環境戦略課

電話

直通 48-9554 内線 4174

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	有害鳥獣防除事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
700	国	府	市債	その他	一般財源	1,697
					700	補正後予算額 2,397

1 事業の背景・目的

近年、野生動物による被害は農作物だけでなく生活環境にも及んでおり、特に、人の生活圏へのクマの出没が相次いでいます。こうした状況が続くことは、地域住民の精神的な負担となり、場合によっては人身被害につながるおそれがあります。

クマを寄せ付けない地域環境づくりのためには、出没の原因となる柿等の果樹の適切な管理が重要とされています。このことから、地域住民による不要な果樹の伐採や管理等を支援し、安心安全な地域づくりを進めます。

2 事業の内容

クマの誘因が認められる柿等の果樹に対し、自治会が行う次の取組みを支援する制度を新設します。

(1) 果樹伐採補助

不要な柿等の果樹の伐採に必要な市内事業者への委託経費を補助

…1本の伐採につき、委託経費の2分の1以内を補助(補助上限10千円/1本)

(2) 果樹管理補助

誘因となる果実の消費・削減など、果樹を適切に管理し、地域にクマを寄せ付けないために効果的と認められる取組みに必要な経費(人件費は除く)

…1つの取組みにつき、費用の2分の1以内を補助(補助上限100千円/1地区)

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 林業費 (目) 林業振興費

負担金補助及び交付金 700千円(クマ対策支援事業補助金)

[果樹伐採補助] 伐採経費20千円/1本×補助率1/2×50本=500千円

[果樹管理補助] 管理等経費200千円/1地区×補助率1/2×2地区=200千円



柿の木を登るクマ



柿の木に残ったクマの爪痕

担当課	産業政策部農林業振興課	電話	直通 24-7047 内線 4134
-----	-------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	観光アクションプラン策定事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
		500			500	補正後予算額 1,000

1 事業の背景・目的

近年、インバウンドを中心とした観光客が全国で急速に増加しています。こうした機運を捉え、本市においても市内の観光団体等と連携して、インバウンド、滞在型観光（宿泊客、日帰り客）等のターゲットや各団体の役割を明確化した「観光アクションプラン」を策定し、より戦略的な観光施策の展開によって、観光誘客、消費促進等を推進します。

2 事業の内容

市内観光団体等との連携組織を構築し、観光アクションプラン策定のための会議運営、研修・視察、観光データの分析などを行います。

- (1) 観光団体等が参画する会議の運営
- (2) 観光に関する最新情報や動向についての研修
- (3) 観光に関する先進地や成功事例についての現地視察
- (4) 福知山市の観光の現状を分析

3 事業費の内訳

(款) 商工費	(項) 商工費	(目) 観光費
報償費	250千円	(研修講師謝礼、委員等謝礼)
旅費	319千円	(視察旅費、講師招へい旅費)
需用費	31千円	(消耗品費)
委託料	400千円	(観光関連データ分析業務)

4 主な特定財源

(款) 府支出金	(項) 府補助金	(目) 商工費府補助金
きょうと地域連携交付金	500千円	

	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
観光入込客数 (万人)	92	95	93	112	89	59	82	94
観光消費額 (億円)	21	19	23	25	15	15	14	16

福知山市の観光入込客数及び観光消費額

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7076 内線 4152
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	奨学金返済負担支援事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,028	国	府	市債	その他	一般財源	600
				1,028		補正後予算額 1,628

1 事業の背景・目的

市内中小企業者等の人材確保を支援するとともに、高等学校、高等教育機関(大学、短期大学、専門学校等)を卒業した若者等の市内就職の促進を図ります。

2 事業の内容

本制度は、京都府が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業に補助金を上乗せする制度です。

従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業者等が、高等学校、高等教育機関の卒業生を雇用し、当該従業員に手当等を支給する場合に、その手当等の額の一部を補助します。現行制度では福知山公立大学及び舞鶴工業高等専門学校の卒業生に限定していましたが、卒業校の限定を外すことで、より多くの企業等が活用しやすい制度に拡充します。

企業からの 手当額 18万円	事業者負担 4.5万円
	市補助額 4.5万円 [産業観光課]
	京都府補助額 9万円

奨学金返済支援のイメージ

[補助要件]

- 補助対象者 : 京都府が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業補助金による手当制度を利用し、市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者及びその他の法人(一般社団法人、公益社団法人、医療法人等)
- 補助対象経費 : 年額180千円以内/従業員1人につき
- 補助率 : 従業員への支給額の1/4以内
- 補助期間 : 補助対象従業員につき3事業年度

3 事業費の内訳

(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費
 需用費 50千円 (印刷製本費)
 役務費 3千円 (郵送料)
 負担金補助及び交付金 975千円 (奨学金返済負担支援事業補助金)
 (補正後額: 補助基準額(上限額)年額180千円×1/4×35人[見込]=1,575千円)

4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
 ふるさと納税基金繰入金 1,028千円

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7075 内線 4144
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	やくの高原活性化事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
8,278				8,278		補正後予算額 8,278

1 事業の背景・目的

令和3年度から多くの施設が休館となっている「ファームガーデンやくの」を中心とした夜久野高原全体の再構築に向けて、地域住民等をメンバーとした検討会を立ち上げ、施設周辺地域の現況及び課題抽出等の調査結果を踏まえながら、地域の賑わいづくりや集客につながる活用方針を取りまとめます。

2 事業の内容

- ・やくの高原エリアの現況調査及び課題抽出、民間事業者の活用ニーズ把握等の調査
- ・地域住民を中心とした検討会を立上げ、今後の施設の活用方針について検討
- ・令和7年初旬(予定)に住民説明会を開催し、活用方針案について意見聴取を行う

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費
 報償費 565千円 (委員等謝礼)
 旅費 22千円 (視察旅費)
 委託料 7,241千円 (市場ニーズ等調査業務)
 使用料及び賃借料 450千円 (視察用バス借上げ料)

4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金
 (目) 基金繰入金
 地域振興基金繰入金 8,278千円



ファームガーデンやくの全景

担当課	地域振興部夜久野支所	電話	直通 37-1103 内線 74-9220
-----	------------	----	-----------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	大江地域施設改修事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
32,000	国	府	市債	その他	一般財源	6,000
			32,000			補正後予算額 38,000

1 事業の背景・目的

丹後天橋立大江山国定公園に位置し、観光や地域振興拠点である「酒呑童子の里」のテニスコート等、各施設の利用者の安全性や利便性の確保、また施設機能の維持及び長寿命化を目的として施設の改修を行います。

2 事業の内容

酒呑童子の里テニスコートの芝の張替え、石積擁壁箇所が崩落した二瀬川遊歩道の改修工事を行い、施設機能の維持向上を行います。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費

工事請負費 大江山酒呑童子の里テニスコート改修工事 20,000 千円
二瀬川遊歩道改修工事 12,000 千円

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 総務債
過疎対策事業債 32,000 千円



摩耗した酒呑童子の里テニスコート



崩落した二瀬川遊歩道

担当課	地域振興部大江支所	電話	直通 56-1101 内線 75-9321
-----	-----------	----	-----------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	花火大会検証事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
2,290					2,290	補正後予算額 2,290

1 事業の背景・目的

本市が設置した「花火大会のあり方を考える会」において、市民の皆さまや被害者の方々のご意見を踏まえて協議された結果、花火大会が開催されるとした場合の条件などについて、8項目からなる提言書がとりまとめられました。これを受け、本市では令和6年5月に「花火大会に関する福知山市の考え方」を定め、花火大会に関する対応方針を示しました。

由良川(音無瀬橋)河畔において夏季に開催される花火大会に対し、この方針に示す要件を満たすことができると認められたので、主催者に対し後援名義の使用承認を行いました。ただし、安全確保対策等については、今後関係機関と協議を行い、その指導を踏まえた対策が講じられていることを確認する必要がありますことから、条件を付しています。

今後、本市としても実行委員会の会議に出席し、安全確保対策について助言・指導を行うとともに、安心安全な実施のための支援や検証を実施します。

2 事業の内容

- (1) 花火大会の観客を守るために主催者が加入する保険料を支援
- (2) 花火大会が開催された場合、安心安全に実施されたかの検証及び経済効果の分析を行うための会議を設置

3 事業費の内訳

(款) 商工費	(項) 商工費	(目) 観光費	
報償費	372 千円	(検証委員謝礼)	
旅費	114 千円	(検証委員旅費等)	
需用費	50 千円	(消耗品費)	
委託料	726 千円	(経済効果分析業務)	
使用料及び賃借料	28 千円	(高速道路通行料等)	
負担金補助及び交付金	1,000 千円	(花火大会の保険料にかかる補助金)	



提言書提出時の様子

担当課	産業政策部産業観光課	電話	直通 24-7076 内線 4152
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	大規模災害対応力強化事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
3,015			2,700		315	補正後予算額 3,015

1 事業の背景・目的

令和6年1月に発生した能登半島地震では、被災自治体が物的支援や防災関係機関による人的支援を受け入れ、被災者支援を行っています。本市における大規模災害発生時に他機関からの様々な支援を円滑に受け入れ、被災者への支援に最大限の効果を発揮するため、災害対応体制を強化します。

2 事業の内容

大規模災害時の対応体制に関する検討会を開催し、体制の再構築、強化を図ります。

また、本市災害対策本部における情報収集や分析、関係機関との調整を行い、事態への円滑な対処を行う拠点となる「災害対応室」を整備します。

(1) 大規模災害対応力強化検討会

- ・学識経験者や防災関係機関などによる対応力強化検討会の実施(3回程度)

(2) 災害対応室備品購入

- ・大型ディスプレイ 2台
- ・情報用ノートパソコン 2台
- ・Wi-Fi設備 1式



災害対応室 イメージ

3 事業費の内訳

(款) 消防費	(項) 消防費	(目) 災害対策費
報償費	258千円	(検討会委員謝礼)
旅費	29千円	(検討会委員旅費)
備品購入費	2,728千円	(災害対応室備品)

4 主な特定財源

(款) 市債	(項) 市債	(目) 消防債
緊急防災・減災事業債	2,700千円	

担当課	市民総務部危機管理室	電話	直通 24-7503 内線 3511
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	内水対策事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
12,000	国	府	市債	その他	一般財源	6,400
					12,000	補正後予算額 18,400

1 事業の背景・目的

平成30年7月豪雨をはじめとした内水被害の対策として、大江町河守から公庄地区をモデル地区として整備を行い、令和5年の出水期には効果を発現できるようになりました。

しかしながら由良川右岸をはじめとして、未だ内水被害が懸念される地域があることから、国・府・市などの関係機関と連携し新たな内水対策を進めます。

2 事業の内容

近年、国土交通省による由良川堤防の整備や河道掘削など、由良川本川の整備も進んでおり、内水被害の状況も変化しています。現場調査や解析等を行い、新たな整備候補地や対策工法を検討します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費
委託料 12,000千円 (内水対策検討業務)



※上記は一般的な治水対策の取組例であり、今後の調査業務において、候補地や工法を検討します。

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4218
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	除雪関連事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
628	国	府	市債	その他	一般財源	70,777
					628	補正後予算額 71,405

1 事業の背景・目的

主要な生活道路の交通を確保するため、本市の除雪計画に基づき迅速に除雪を行い、円滑な車両交通等を確保しています。一方で、除雪対象路線以外の生活道路等については、各地域で除雪されているところですが、除雪の担い手の高齢化や燃料費等の高騰により、除雪作業の実施が困難となっている地域があります。地域の負担軽減を図るため、自治会内において住民等の共助により一定の条件を満たす市道（生活道路や歩道を含む通学路等）の区域について除雪作業を実施した場合にその費用の一部を支援します。

2 事業の内容

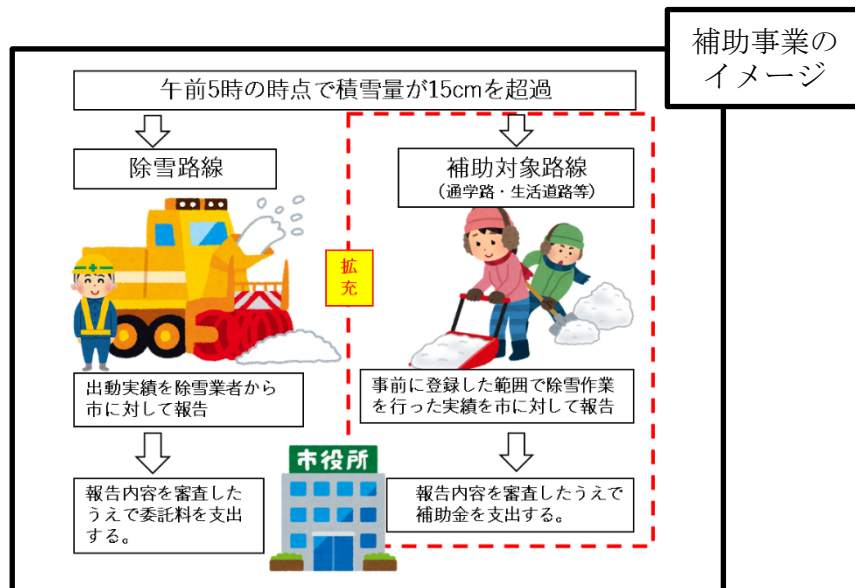
あらかじめ自治会から申請された一定の条件を満たす市道（生活道路や通学路等）の区域について、気象状況等が一定の条件を満たす場合に、共助による除雪作業を実施した自治会に対し、作業費等として1平方メートルあたり15.7円を補助する制度を新設します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費

負担金補助及び交付金 628千円

15.7円/㎡×(幅4m×延長250m)×2回×20自治会[想定]



担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7054 内線 4212
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
15,000	国	府	市債	その他	一般財源	170,000
	8,250		6,000		750	補正後予算額 185,000

1 事業の背景・目的

道路は市民生活や経済活動の基盤となる重要な社会資本であることから、国において社会資本の円滑な整備促進を目的として社会資本整備総合交付金が創設されており、幹線道路の新設・舗装改良、自然災害防止などの大規模な事業について、有利な社会資本整備総合交付金を活用して計画的に事業を実施し、生活の利便性の向上等を図ります。

2 事業の内容

聖佳団地2号線と小谷ヶ丘水内線の2路線を新たに追加整備するため、道路改良に関する測量設計業務を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費
委託料 15,000千円 (聖佳団地2号線、小谷ヶ丘水内線)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費国庫補助金
社会資本整備総合交付金 15,000千円×補助率55%=8,250千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債
公共事業等債 (15,000千円－国費8,250千円)×充当率90%≒6,000千円



聖佳団地2号線



小谷ヶ丘水内線

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4215
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	道路改良事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
40,000	国	府	市債	その他	一般財源	30,000
			36,000		4,000	補正後予算額 70,000

1 事業の背景・目的

市道改良が必要な路線等について、拡幅改良及び道路新設改良等を行うことにより、車両の通行確保や市民生活の利便性及び安全性の向上を図ります。

2 事業の内容

令和5年度実施の路面性状調査結果を受けて、新たに策定した長寿命化計画に基づき、緊急度等を考慮し早期に対応が必要な路線について、道路舗装改良工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費
 工事請負費 40,000千円 (内田東堀1号線ほか4路線)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債
 公共施設等適正管理推進事業債 (長寿命化事業)
 $40,000 \text{千円} \times \text{充当率} 90\% = 36,000 \text{千円}$



内田東堀1号線



旧練兵場1号線

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4215
-----	------------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	水洗化促進補助事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
150	国	府	市債	その他	一般財源	68,844
					150	補正後予算額 68,994
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>浄化槽整備区域内において、合併処理浄化槽の正常な機能維持を促進し、生活環境及び公衆衛生の維持に資するため、合併処理浄化槽の機能維持に必要な修繕を行う者に対し補助金を交付します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>合併処理浄化槽修繕補助金【新規制度】 合併処理浄化槽維持管理事業補助金の交付対象浄化槽を正常な状態に機能維持するために行う修繕に対して、年度につき1回に限り補助率2分の1(限度額30千円)で補助金を交付する制度を新設します。</p> <p>参考：合併処理浄化槽維持管理事業補助金【既存制度】 浄化槽整備区域内において、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者(事業所は対象外)に対して、1基につき年額33千円の補助金を交付。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款)衛生費 (項)清掃費 (目)清掃総務費 負担金補助及び交付金 150千円(合併処理浄化槽修繕補助金) 補助限度額 30千円×5基</p>						
担当課	上下水道部経営総務課		電話	直通 22-6503 内線 72-201		

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	公民連携事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,000	国	府	市債	その他	一般財源	14,027
				1,000		補正後予算額 15,027

1 事業の背景・目的

公共施設等の整備・運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的で質の高い公共サービスの提供と新たなビジネス機会の拡大、地域経済の好循環、公的負担の抑制に繋がる多様な公民連携手法の導入を検討します。

公共施設マネジメント民間提案制度の効果的な制度運用を図り、廃校のみならず様々な未利用公有財産の活用実現を推進し、市民満足度の向上や財政負担の軽減を図ります。

2 事業の内容

公共施設マネジメント民間提案制度による未利用公有財産の活用を更に促進するため、同制度により選定された施設活用事業者が事業を実施するために必要となる備品購入費に対して補助金(補助率1/2、上限250千円)を交付する制度を新設します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費
負担金補助及び交付金 1,000千円 (未利用公有財産活用促進事業補助金)

4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
公共施設等総合管理基金繰入金 1,000千円



未利用公有財産バスツアー (R5. 11. 16)

担当課	財務部資産活用課	電話	直通 24-7038 内線 3312
-----	----------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	施設マネジメント事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
80	国	府	市債	その他	一般財源	9,013
				80		補正後予算額 9,093

債務負担行為の設定

(単位:千円)

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
公共施設等 包括管理業務	令和6年度 ～ 令和11年度	1,400,968				1,400,968

1 事業の背景・目的

本市では、公共施設の老朽化への対応や財政支出の適正化を図るため、平成27年度から公共施設マネジメント計画（基本方針・基本計画・実施計画）に基づき、公共施設の適正な再配置を進めています。

存続する施設について、予防的な修繕等を計画的に実施することで施設の長寿命化を図る個別施設計画により、公共施設マネジメント計画を「量から質のマネジメント」へ転換を図るとともに長寿命化等によるコスト削減効果を整理しながら計画を推進します。

2 事業の内容

公共施設利用者の安心・安全を守ることを目的に、複数の施設等の保守管理業務等を包括的に委託管理することで、管理水準の均質化等による質の高い施設管理を実現する公共施設等包括管理業務を導入します。

また、令和7年度当初からの業務開始にあたり、事業者の選定後に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費
 報償費 45千円 (委員等謝礼)
 旅 費 35千円 (委員等実費弁償)

4 主な特定財源

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金
 公共施設等総合管理基金繰入金 80千円

担当課	財務部資産活用課	電話	直通 24-7038 内線 3313
-----	----------	----	--------------------

区 分	肉付予算					(単位:千円)
事業名	市政案内事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,819	国	府	市債	その他	一般財源	1,554
					2,819	補正後予算額 4,373
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>ICTの進展に伴い加速する情報社会の中で、市民の情報入手に関する行動は大きく変化しており、ニーズも多様化しています。そのような中、市の施策や市政に係わる情報について、市民にわかりやすく説明するとともに、情報共有を図ることが求められています。</p> <p>広報のあり方について、市民と検討することで、効果的・効率的な広報を行うとともに、市民の市政への関心や理解を深め、協働のまちづくりにつなげます。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 市民アンケートの実施</p> <p>(2) 広報戦略検討委員会、市民ワークショップを開催し、市民と情報共有を図るための効果的・効率的な広報の手法を検討</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書広報費</p> <p>報償費 674 千円 (検討委員等謝礼)</p> <p>旅 費 1,142 千円 (検討委員等費用弁償)</p> <p>需用費 50 千円 (消耗品費、印刷製本費)</p> <p>役務費 953 千円 (郵送料)</p>						
担当課	市長公室秘書広報課			電話	直通 24-7000 内線 3141	

政策名	市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち					(単位:千円)
事業名	コミュニティ助成事業(まちづくり推進課)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,800	国	府	市債	その他	一般財源	—
				6,800		補正後予算額 6,800

1 事業の背景・目的

住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることを目的として実施します。

2 事業の内容

住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に対して、一般財団法人自治総合センターによる助成の決定を受けたため、本市を経由(歳入)し、対象団体に補助金を交付します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費

負担金補助及び交付金 6,800千円(一般コミュニティ助成事業補助金)

(内訳)

岩間自治会	岩間会館備品整備への補助	2,300千円
上荒河自治会	上荒河公会堂備品整備への補助	2,000千円
市寺自治会	公園遊具整備への補助	2,500千円

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

コミュニティ助成事業助成金(まちづくり推進課) 6,800千円

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入による社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域福祉の向上に寄与するものです。

担当課	地域振興部まちづくり推進課	電話	直通 24-7225 内線 3132
-----	---------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					(単位:千円)
事業名	コミュニティ助成事業(危機管理室)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
1,800				1,800		補正後予算額 1,800
<p>1 事業の背景・目的 住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図ることを目的として実施します。</p> <p>2 事業の内容 荒木自主防災会が実施する災害時等の防災活動に活用する資機材整備事業に対して、一般財団法人自治総合センターによる助成の決定を受けたため、本市を経由(歳入)し、対象団体に助成金を交付します。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費 負担金補助及び交付金 1,800千円(自主防災会コミュニティ助成事業補助金) 荒木自主防災会 防災倉庫、資機材の整備への補助 1,800千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 コミュニティ助成事業助成金(危機管理室) 1,800千円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入による社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域福祉の向上に寄与するものです。</p> </div>						
担当課	市民総務部危機管理室		電話	直通 24-7503 内線 3511		

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					(単位:千円)
事業名	消防団施設整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
69,349	国	府	市債	その他	一般財源	161,852
			69,200		149	補正後予算額 231,201

1 事業の背景・目的

地域防災の要である消防団員の活動拠点となる消防団車庫・詰所を整備することにより、消防防災体制に万全を期すとともに、長時間にわたる災害現場活動に取り組む消防団員の活動環境の整備を図ります。

2 事業の内容

公共施設マネジメント計画及び消防団活性化計画に基づき、河守上分団車庫・詰所を大江町二俣地内に統合車庫・詰所として整備し、消防団の災害活動拠点の機能強化を図ります。

3 事業費の内訳

(款) 消防費	(項) 消防費	(目) 消防施設費
役務費		63千円 (完成検査手数料等)
工事請負費	69,200千円	(河守上分団統合車庫・詰所新築工事)
負担金補助及び交付金	86千円	(水道負担金)

4 主な特定財源

(款) 市債	(項) 市債	(目) 消防債
	緊急防災・減災事業債	69,200千円



建設場所：大江町二俣地内
(河守上分団第1部2班車庫・詰所跡地)

担当課	消防本部消防課	電話	直通 24-0119 内線 2420-202
-----	---------	----	------------------------

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					(単位:千円)
事業名	民間保育所施設整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
53,637	国	府	市債	その他	一般財源	206,113
	35,758		17,800		79	補正後予算額 259,750

1 事業の背景・目的

社会福祉法人等が運営する民間保育所等における施設の老朽化に伴う改修に係る費用に対して補助金を交付することにより、保育環境の整備を図ります。

2 事業の内容

下六人部保育園の園舎建替工事（実施期間：令和4年度から令和6年度まで）について、令和6年度で実施する工事費用の一部を補助します。

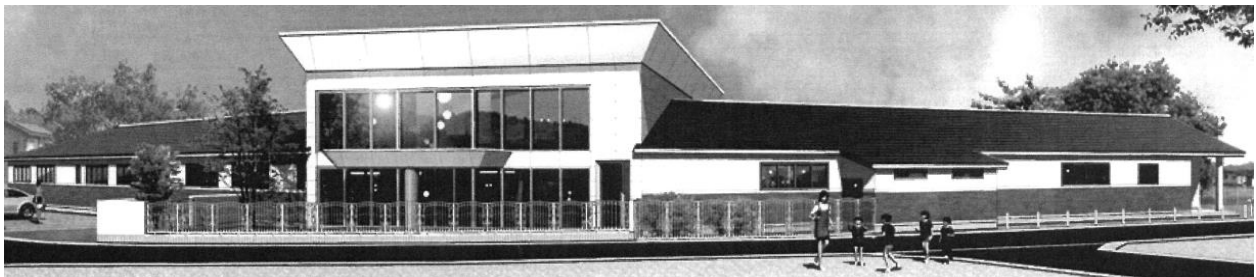
3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費
負担金補助及び交付金 53,637千円：令和6年度実施分

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金
就学前教育・保育施設整備交付金 35,758千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 民生債
社会福祉施設整備事業債 14,300千円
行政改革推進事業債 3,500千円



下六人部保育園完成予定図

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7082 内線 6251
-----	-------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち					(単位:千円)
事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
178,588	109,560				69,028	補正後予算額 178,588
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>新型コロナウイルスワクチンは、令和6年3月末をもって特例臨時接種としての実施が終了し、令和6年度から予防接種法上のB類疾病(※)の位置づけで定期接種に移行されました。このため、本市においても定期接種に向けた体制を構築し、円滑にワクチン接種を実施します。</p> <p>(※)B類疾病…個人の発病・重症化予防を主とした目的とし、併せて、まん延の防止を図るもの。(インフルエンザ、肺炎球菌感染症と同類。)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 接種回数・期間 年に1回(秋から冬にかけて実施)</p> <p>(2) 対象者</p> <p>① 満65歳以上の高齢者 ② 満60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等 ③ 満64歳以下の身体障害者手帳1級・2級保持者、療育手帳A保持者 [市独自]</p> <p>(3) 接種費用 1回につき15,300円程度(見込) 自己負担金 3,000円 ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等は免除</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費</p> <p>需用費 303千円(消耗品費、印刷製本費) 役務費 167千円(郵送料、支払手数料) 委託料 177,236千円(ワクチン接種委託料) 負担金補助及び交付金 69千円(システム改修負担金) 扶助費 813千円(償還払い)</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 109,560千円</p>						
担当課	福祉保健部健康医療課			電話	直通 23-2788 内線 2283	

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					(単位:千円)
事業名	公園施設長寿命化対策事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
13,000	国	府	市債	その他	一般財源	42,000
	6,500		5,900	600		補正後予算額 55,000

1 事業の背景・目的

本市の都市公園の多くは、開設から20年以上が経過し、施設の老朽化対策が課題となっています。

公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減の観点から、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改修や更新などを計画的に実施します。

2 事業の内容

防災拠点となっている三段池公園において、総合体育館からおおはらっぱを結ぶ公園内の幹線園路の改修を実施します。

また、公園設置から20年以上経過している街区公園の遊具の更新を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園施設費

工事請負費 13,000千円

(三段池公園中央園路舗装改修工事 7,000千円、
問屋町公園ほか遊具更新工事 6,000千円)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費国庫補助金

防災・安全交付金 13,000千円×補助率50%=6,500千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債

公共事業等債 (13,000千円－国費6,500千円) ×充当率90%≒5,900千円

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金

公共施設等総合管理基金繰入金 600千円



園路改修
(三段池公園)



遊具更新
(問屋町公園・すべり台)

担当課	建設交通部都市・交通課	電話	直通 24-7052 内線 4314
-----	-------------	----	--------------------

区 分	その他一般事業					(単位:千円)
事業名	外郭団体設立事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,284	国	府	市債	その他	一般財源	10,600
					6,284	補正後予算額 16,884

1 事業の背景・目的

人口減少や人口構造の変化に加え、社会経済情勢に大きな変化が予測される2040年に向け、令和4年1月に策定した「福知山市外郭団体への関与に係る指針」に基づき、市全域を活動域とし、地域の価値を高め、活力ある地域経営を行うため令和5年6月に(一社)福知山地域振興社を設立しました。

法人の運営支援の一環として、民間企業で経営者としての実務経験のある者を令和6年6月から本市の任期付職員(任用期間:2年間)として採用し、法人活動の柱となる「経営ビジョン」策定を支援します。

2 事業の内容

実効性のある「経営ビジョン」策定に向け、既存事業の再建と新規事業開発に向けた調査・検討の支援を行います。

新規事業開発では、法人は本市の有する様々な観光資源や特産品などの経済的価値の抜本的向上と、法人の持続可能で発展的な経営基盤確立との両立をめざし、次の3つの観点で企画・立案します。市は法人の設置者として、新規事業開発に向けた国内外の事業者や国・他の地方自治体との協業及び協議を積極的に支援します。

① 知ってもらう

福知山の魅力を伝える、伝わること(事業を通じた情報発信)

② つくる

福知山の素材、資源を使った名物をつくること(商品企画/開発)

③ のばす

つくったコンテンツやプロダクトはデジタル技術を活用し展開(拡大戦略)

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費

旅費 784千円 (関係機関・事業者との協議等)

投資及び出資金 5,500千円 (法人への出資金)

担当課	市長公室経営戦略課	電話	直通 24-7030 内線 3111
-----	-----------	----	--------------------

◆ 条例関連議案

1 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（一部改正）

【担当課：デジタル政策推進課 電話：(直通)24-7060 (内線)3122】

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に伴い、用語の定義を追加することとした。

(第2条関係)

(2) 番号利用法別表第2が削られることに伴い、個人番号の利用範囲について、文言の整理を行うこととした。

(第4条第1項及び第3項関係)

(3) 対象事務の追加に伴い、個人番号を利用する事務のうち、障害のある人のためのインフルエンザ予防接種事業に関する事務を障害のある人のための予防接種事業に関する事務に改めることとした。

(別表第1の8の項及び別表第2の7の項関係)

(4) 帯状疱疹ワクチン接種費用助成金の交付に関する事務について、個人番号を利用する事務に加えることとした。

(別表第1の32の項関係)

(5) 生活保護法の改正に伴い、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めることとした。

(別表第2の2の項及び17の項関係)

(6) 対象事務の追加に伴い、個人番号を利用する事務のうち、高齢者インフルエンザ予防接種事業に関する事務を定期B類予防接種事業に関する事務に改めることとした。

(別表第2の6の項関係)

(7) 番号利用法別表第2が削られることに伴い、利用する特定個人情報を明記することとした。

(別表第2の36の項関係)

(8) 文言の整理を行うこととした。

(別表第2の8～36の項関係)

3 施行期日

公布の日

2 福知山市税条例（一部改正）

【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、職権による減免を可能とする規定を追加することとした。

(第9条第2項関係)

(2) 公益法人等に係る市民税の課税の特例について、課税標準の計算（みなし課税）を定める規定を削ることとした。

(旧附則第5条の2の3関係)

(3) 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者について、令和7年度分の個人市民税の所得割額から特別税額控除額を控除する規定を追加することとした。

(附則第7条の8関係)

(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第8条第3項関係)

(5) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加することとした。

(附則第10条の2第8項関係)

(6) 新築の認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置における申告についての要件が見直されたことに伴い、減額措置の適用に係る規定を追加することとした。

(附則第10条の3第3項関係)

(7) 評価替えの第2年度（令和7年度）、第3年度（令和8年度）において、地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、評価額に修正を加えることとする下落修正措置を延長することとした。

(附則第11条の2第1項及び第2項関係)

(8) 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第16条の3第3項関係)

(9) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第16条の4第3項関係)

(10) 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第17条第3項関係)

(11) 短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第18条第5項関係)

(12) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第19条第2項関係)

(13) 先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第20条第2項関係)

(14) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第20条の2第2項及び第5項関係)

(15) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について、附則第7条の8の規定の追加により文言の整理を行うこととした。

(附則第20条の3第2項及び第5項関係)

(16) 文言の整理を行うこととした。

(附則第10条の3第4項から第12項関係)

3 施行期日

(1)、(3) から (16) 公布の日

(2) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

3 過疎地域における福知山市税条例の特例に関する条例 (一部改正)

【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

特例措置の適用期限を3年間延長することとした。

(第2条関係)

3 施行期日

公布の日

4 福知山市都市計画税条例 (一部改正)

【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加することとした。

(附則第2項関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(附則第3項から第14項関係)

- 3 施行期日
公布の日

5 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(一部改正)

【担当課：子ども政策室 電話：(直通)24-7082 (内線)6251】

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 小規模保育事業所A型における保育士の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童に対しては「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童について、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めることとした。

(第30条第2項関係)

- (2) 小規模保育事業所B型における保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童に対しては「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童について、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めることとした。

(第32条第2項関係)

- (3) 保育所型事業所内保育事業における保育士の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童に対しては「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童について、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めることとした。

(第45条第2項関係)

- (4) 小規模型事業所内保育事業における保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童に対しては「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童について、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改めることとした。

(第48条第2項関係)

- 3 施行期日
公布の日

6 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (一部改正)

【担当課：高齢者福祉課 電話：(直通)24-7013 (内線)2144】

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

文言の整理を行うこととした。

(第14条関係)

3 施行期日

公布の日

7 福知山市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（一部改正）

【担当課：地域包括ケア推進課 電話：(直通)48-9252 (内線)2151】

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 地域包括支援センター運営協議会の定義を定めることとした。

(第3条第2項関係)

(2) 地域包括支援センターの職員配置基準について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることができることとした。

(第4条第1項関係)

(3) 地域包括支援センターの職員配置基準について、効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することができることとした。

(第4条第2項関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第3条第1項、第4条第3項及び第4項関係)

3 施行期日

公布の日

8 福知山市立公民館条例（一部改正）

【担当課：中央公民館 電話：(直通)22-9551】

1 改正の理由

福知山市立桃映地域公民館の供用開始に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市立桃映地域公民館の位置を改めることとした。

(第2条関係)

(2) 桃映地域公民館の基本使用料について定めることとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

9 福知山市空家等の適正管理に関する条例（一部改正）

【担当課：まちづくり推進課 電話：(直通)24-7225 (内線)3132】

1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 管理不全空家等の認定の手順を定めることとした。

(第7条関係)

(2) 管理不全空家等に対する指導及び勧告に係る手続を定めることとした。

(第8条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第9条から第15条関係)

3 施行期日

公布の日

10 福知山市地域住民センター条例（一部改正）

【担当課：まちづくり推進課 電話：(直通)24-9174 (内線)4154】

1 改正の理由

桃映地域住民センターの設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 桃映地域住民センターの名称及び位置を定めることとした。

(別表第1関係)

(2) 桃映地域住民センターの基本使用料を定めることとした。

(別表第2関係)

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

◆ その他議案

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部消防課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-202】

- 1 物 品 名 消防ポンプ自動車 (CD-I型) 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 54,450,000円
- 4 契約の相手方 福知山市字観音寺179番地の4
大槻ポンプ工業株式会社 福知山営業所
所長 砂野哲平

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部消防課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-202】

- 1 物 品 名 多機能型小型動力ポンプ付積載車 1台
小型動力ポンプ付積載車 3台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 41,800,000円
- 4 契約の相手方 兵庫県朝来市和田山町玉置461
有限会社西垣消防器具製作所
代表取締役 西垣雅彰

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部消防課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-202】

- 1 物 品 名 高規格救急自動車 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 19,316,000円
- 4 契約の相手方 福知山市前田1063-1
京都日産自動車株式会社 福知山店
店長 森昌則

■ 物品の取得について

【担当課：教育総務課 電話：(直通)24-7061 (内線)5111】

- 1 物 品 名 スクールバス 2台
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 27,885,000円
- 4 契約の相手方 福知山市字堀小字下高田2378番地の1
株式会社大嶋カーサービス
代表取締役 大嶋明

■ 財産の無償貸付について

【担当課：大江支所 電話：(直通)56-1101 (内線)75-9321】

- 1 無償貸付をする財産
旧俊明多目的集会所の建物等の用に供している土地
所在地 福知山市大江町二俣小字向河原346番1 他
地 目 田
地 積 1,583.255㎡のうち、1,344.893㎡

旧俊明多目的集会所の用に供している建物
所在地 福知山市大江町二俣小字向河原346番地1
構造・延床面積
鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 266.207㎡
- 2 無償貸付の相手方
所在地 福知山市大江町二俣894
名 称 吉田縫工所
代表者 代表 吉田 英元
- 3 無償貸付の理由
旧俊明多目的集会所の利活用において、上記の土地及び建物を無償貸付することで、長期にわたる施設の安定的な活用を図り、地域活性化に資することを目的とする。
- 4 貸付の期間
令和6年8月1日から10年間

■ 損害賠償の額について

【担当課：道路河川課 電話：(直通)24-7054 (内線)4212】

令和6年3月29日、福知山市字荒河地内の市道広小路勅使線において、個人が所有する車両を本人が走行させ路肩に寄せたところ、側溝蓋が跳ね上がり車両左側後部ドアを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 187,737円

◆ 報 告

■ 令和5年度予算繰越計算書について

令和5年度予算を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

- (1) 継続費通次繰越
 (一般会計) 第4期埋立処分場整備事業ほか3件
- (2) 繰越明許費
 (一般会計) 庁舎管理事業ほか25件
- (3) 地方公営企業法に定める建設改良費の繰越
 (水道事業会計) 施設改良事業
 (下水道事業会計) 管渠施設拡張事業ほか2件
 (病院事業会計) 北棟・南棟建設に伴う基本・実施設計業務ほか1件
- (4) 地方公営企業法施行令に定める通次繰越
 (下水道事業会計) 福知山終末処理場汚泥処理施設再構築事業

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課 【連絡先】
令和6年 3月29日 専決第10号	令和6年3月5日、福知山市字内記地内において、傷病者を搬送しようとした際に、医療機器レンタル業者所有の車椅子の操作を誤り、タイヤロックレバーを損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	2,700円	消防本部総務課 【(直通)24-0119・ (内線)2420-204】
令和6年 6月12日 専決第1号	令和6年4月11日、福知山市営住宅岡ノ三団地内公園において、児童がブランコを使用していた際、座板が外れて落下、転倒し、左手薬指を骨折したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	90,839円	建築住宅課 【(直通)24-7058・ (内線)4247】

■ その他の債権の放棄について（3件）

福知山市債権管理条例第11条第1項の規定により、福知山市のその他の債権を次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

（一般会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
有線テレビジョン放送施設使用料	デジタル政策推進課	58,320円	14人	14件
市営住宅使用料	建築住宅課	1,534,500円	5人	65件
市営住宅駐車場使用料	建築住宅課	23,800円	1人	12件
合計		1,616,620円	20人	91件

（水道事業会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
水道料金	経営総務課	2,735,560円	155人	612件
合計		2,735,560円	155人	612件

（病院事業会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
診療費	医事課	5,510,411円	29人	109件
合計		5,510,411円	29人	109件

【合計】

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
		9,862,591円	204人	812件